



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ピーエス三菱
代表者名 代表取締役社長 森 拓也
(コード番号 1871 東証プライム)
問 合 せ 先 管理本部副本部長兼総務部長
山信田 正美
(TEL. 03-6385-8002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第74回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 業務効率向上のため、現行定款第2条（本店の所在地）所定の本店所在地を、東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則第1条で規定するものであります。また、本附則は、本店移転日の経過後にこれを削除するものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条を以下のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第15条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条第1項を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則第3条を設けるものであります。
また、本附則は、2023年3月末に終了する事業年度に関する定時株主総会終結後にこれを削除するものといたします。

- (4) 災害等の不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると判断される場合においても、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案のとおり現行定款第 48 条（期末配当金）および第 49 条（中間配当金）を変更し、さらに第 51 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、その他所要の変更を行うものであります。なお、本変更は、変更の効力が生じた後においても、株主総会において剰余金の配当金等を決議することができる内容としており、期末配当については、原則、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される不測の事態に限り、取締役会の決議によるものとします。
- (5) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけではなく、執行役員からも社長を選出できるように現行定款第 23 条（代表取締役および役付取締役）の変更および第 32 条（執行役員）の新設を行うとともに、これに関連して、株主総会等の招集権者および議長を定める現行定款第 14 条（招集権者および議長）および第 24 条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。
- (6) 上記条文の新設および削除に伴い、現行定款の条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 22 日（水）

定款一部変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 22 日（水）

なお、第 2 条（本店の所在地）の変更は、2022 年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、効力を生ずるものとします。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(本店の所在地) 第2条 本社は本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>② 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(本店の所在地) 第2条 本社は本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

- ② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 本社は、取締役会の決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要あるときは取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。
③ 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(新設)

第 32 条～第 47 条 (条文省略)

(期末配当金)

第 48 条 本社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 49 条 本社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第

- ② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 本社は、取締役会の決議によって取締役会長 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。

- ② 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。
③ 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。

(執行役員)

第 32 条 本社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させる。

- ② 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

第 33 条～第 48 条 (現行どおり)

(期末配当)

第 49 条 本社は、株主総会の決議によって、期末配当を行うことができる。

- ② 本社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項第 2 号乃至第 4 号に定める事項については、災害等の不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると取締役会が判断した場合に、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(中間配当)

第 50 条 本社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当 (以下「中間配当」という。)をすることができる。

<p>5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第51条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>第50条（条文省略）</p>	<p>第52条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第1条（本店所在地変更の効力発生日）</u></p> <p><u>定款第2条（本店の所在地）の変更は、2022年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第3条（取締役の任期に関する経過措置）</u></p> <p><u>定款第22条の規定にかかわらず、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本条の規定は、当該期日経過後にこれを削除する。</u></p>